

PCB廃棄物の輸送開始について

平成20年7月9日

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、平成13年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行され、平成28年7月までに無害化処理することが義務付けられました。

これを受けて、平成16年に国内で唯一の「日本環境安全事業株式会社（JESCO：全額政府出資）」が設立され、全国5事業所（北九州・大阪・豊田・東京・北海道）で高濃度PCB廃棄物の処理が進められています。

北海道事業所（室蘭市）は本年5月から処理を開始し、7月から北海道外の受け入れが始まったのを契機に、当社の静脈物流事業としてPCB廃棄物輸送を開始しました。

北海道以外の事業所は、対象地域も狭く近距離輸送であるためトラックにより輸送されてきましたが、道外からの受入れに当たり、同事業所の対象地域が広く海を越えて長距離輸送となるため、安全な鉄道により輸送することが評価されたためです。

1. PCB廃棄物輸送の概要

(1)輸送開始時期 7月6日

(2)輸送区間および量 郡山貨物ターミナル駅～東室蘭駅

専用の12フィートコンテナ 1個

(3)今後の予定 今月末までにコンテナを5個、年末までに10個とし、対象としている東北・甲信越・北関東・北陸地区の15県の貨物駅から東室蘭駅まで輸送します。

2. 平成28年7月までの輸送量見込み

約5000個（12フィートコンテナ換算）

< JESCO事業区分 >



「JESCOパンフレット」より